

入札監理小委員会における審議の結果報告

平成26年度地方入国管理局の入国・在留手続の窓口業務（東京入国管理局）
の契約変更(案)

法務省の「平成26年度地方入国管理局の入国・在留手続の窓口業務（東京入国管理局）」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

- 本事業の入札実施要項中「従来の実施状況に関する情報の開示」において、平成22～24年の受付件数を提示していたところ、当時は震災等の影響により来日外国人数が低迷していたことから同件数も低調であった。
他方、事業開始後における平成26年度の受付件数は29.3%、平成27年度（見込み）は42.0%の増加し、平成28年度も同等の増加が見込まれ、法務省の想定を超える状況にある。
- 係る受付件数の増加は法務省においても予見し難く、入札時に受託事業者において予見しうるものではないこと、また受付件数の増加により事業の適切な実施・事業の継続に困難をきたしていることが確認されたことから、公共サービスの質の維持・適正な委託業務の実施の観点から業務処理体制を見直すこととし、事業期間を平成28年3月31日までに契約を変更、平成28年度については単年度事業として改めて入札を実施するものである。

2. 契約変更の内容等

入札監理小委員会は、法務省から報告を受け、今回の契約変更について下記の点を確認し、当該変更がやむを得ない事由であり、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではないことから、契約変更につき問題はないと判断した。

(1) 契約変更の内容

ア 変更概要

本業務の契約書上、事業期間に関する部分を変更し、契約金額の変更を行う。

(変更前)

○事業期間：平成26年4月1日～平成29年6月30日

(変更後)

○事業期間：平成26年4月1日～平成28年3月31日

(2) 審議における論点

ア 論点

論点1：今般の契約変更は以下の観点から問題の無いものと判断してよいか。

- ・対象公共サービスの改善のため、又はやむを得ない事由によるものか。
- ・入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものでないか。

論点2：平成28年4月1日以降の事業について

イ 論点1：今般の契約変更は問題ないか。

- 1に記載のとおり、入札実施要項において提示していた平成22～24年当時は震災等の影響により受付件数が減少していた一方、現在は景気的好調や外国人登用の進展により受付件数が急増し、平成26年度は29.3%、平成27年度（見込み）は42.0%増加し、平成28年度も更なる増加が見込まれる。

係る業務処理件数の増加は法務省・受託事業者双方にとって予見し難いものであること、また、受付件数の増は人件費の増に直結し、受付件数の増加により事業の適切な実施・事業の継続に困難をきたしている状況から、業務処理体制等を見直すことは、公共サービスの適正かつ確実な実施のため契約変更につきやむを得ない状況にあるといえる。

- また、本契約変更後も入札を実施する予定であり、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではない。

ウ 論点2：平成28年4月1日以降の事業について

- 後継事業について、法が規定する民間競争入札の実施が望ましい一方、受託事業者による業務委託へと円滑に移行するためには、早急に次期入札の検討、新受託事業者の選定、引継ぎ・研修等を実施する必要があるところ、それら期間を考慮すると、直ちに手続を開始する必要がある、民間競争入札に係る手続を実施することは困難。
- ついては、公共サービスの適切かつ確実な実施のため、平成28年4月1日以降の事業については、法務省において単年度事業として市場化テストによらない一般競争入札を実施することを許容することとしたい。
- なお平成29年度以降の事業のあり方については、他の入国管理局における事業も含めた事業評価において検討する。

【参考条文】競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(契約の変更)

第二十一条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

以上

平成28年1月22日
法務省入国管理局

東京入国管理局及び同横浜支局における入国・在留手続の窓口業務の委託契約の変更について（案）

1 事案概要

東京入国管理局及び同横浜支局において、平成26年4月から平成29年6月までの期間、市場化テスト（民間競争入札）として実施している入国・在留手続の窓口業務（以下「本件委託業務」という。）の受託事業者である株式会社ブリックスから、平成27年10月に開催された東京入国管理局担当者との事務打合せの場において、今後、業務量の増加に見合った委託費の金額改定がなされない限り、平成28年3月末をもって本件委託業務から撤退せざるを得ないとの申出があり、同社から東京入国管理局宛の提案書が提出された。

同提案書によると、同社は、契約当初に想定された取扱件数から大幅に件数が増加しており、その結果として、人件費等が大幅に増加したため、著しく本件委託業務に関する運営収支が悪化したことから、金額改定がなされない場合、業務継続が難しいとされ、本年度限りで本件委託業務から撤退の意向が示されている。

2 対応方針

同社からの提案内容について東京入国管理局において検討したところ、東京入国管理局における申請受付件数は、平成22年度から平成24年度までの実績件数の平均（入札実施要項で示した実績）を基準として、平成26年度は29.3%、平成27年度（見込み）は42.0%増加し、平成28年度においても更なる増加が見込まれた。

このような受付件数の増加は、法務省においても予見し難く、入札時に受託事業者において予見しうるものではないこと、また受付件数の増加により事業の適切な実施・事業の継続に困難をきたしていることが確認されたことから、これらを「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公サ法」という。）第21条第1項に規定される「やむを得ない事由」であると捉え、事業期間を平成28年3月31日までに変更し、平成28年度については単年度事業として改めて入札を実施することとする。

3 契約変更後の措置方針

本件委託業務の契約変更後においても、適切かつ安定的な業務運営が求められており、新受託事業者による業務委託へと円滑に移行するためには、早急に次期入札の検討、新受託事業者の選定、引継ぎ・研修等を実施する必要があるところ、公サ法に基づく競争入札を実施した上で新受託事業者を決定し、4月から委託業務を開始することは、時間的に困難であることから、平成28年度においては、単年度事業として市場化テストによらない一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、契約を締結することとする。

また、平成29年度以降の事業の在り方については、本件委託業務及び他の地方入国管理局で実施している委託業務に係る市場化テストの実施状況や評価結果等も

踏まえ、検討を行うこととする。

**地方入国管理局の入国・在留手続の窓口業務(東京入国管理局)
契約変更(案)の審議・参考資料**
(在留資格諸申請に係る受付件数の推移)

官署名 東京入国管理局

(単位:件)

年 度	在留資格認定証明書	資格取得	期間更新	資格変更	資格外活動	永 住	特別永住	就労資格証明書	合 計	前年度対比
平成22年度	103,960	2,012	121,040	58,063	64,187	14,754	36	4,355	368,407	-
平成23年度	103,328	1,460	122,449	42,477	53,271	16,158	51	4,464	343,658	93.3
平成24年度	125,455	2,313	125,211	48,840	50,368	14,587	30	4,476	371,280	108.0
平成25年度	136,055	2,332	140,529	55,364	49,130	15,044	31	4,270	402,755	108.5
平成26年度	174,816	2,861	153,229	60,377	55,952	15,121	28	4,397	466,781	115.9
平成26年度 (4月～9月)	78,555	1,333	79,885	30,098	35,035	8,226	13	2,252	235,397	
平成27年度 (4月～9月)	84,195	1,347	90,335	30,970	39,565	7,904	22	1,973	256,311	108.9
平成27年度 (見込み)	168,390	2,694	180,670	61,940	79,130	15,808	44	3,946	512,622	109.8

・実施要項で業者に示した取扱件数
・3か年平均=361,115

入札手続

業務委託実施

注1) 上記は、法務統計の数値であり、受託者における受付件数とは異なる
注2) 平成27年度における前年度対比は、前年度同時期対比

官署名 横浜支局

(単位:件)

年 度	在留資格認定証明書	資格取得	期間更新	資格変更	資格外活動	永 住	特別永住	就労資格証明書	合 計	前年度対比
平成22年度	9,341	470	21,322	5,142	7,309	4,017	5	1,108	48,714	-
平成23年度	8,035	319	19,047	3,712	5,591	4,550	3	982	42,239	86.7
平成24年度	9,006	500	18,717	4,380	5,455	3,818	2	544	42,422	100.4
平成25年度	9,713	405	17,920	4,303	4,472	3,277	3	467	40,560	95.6
平成26年度	10,400	576	18,317	4,779	4,648	3,085	7	443	42,255	104.2
平成26年度 (4月～9月)	5,171	253	9,318	2,437	2,756	1,656	5	210	21,806	
平成27年度 (4月～9月)	4,885	270	10,999	2,627	3,523	1,707	7	231	24,249	111.2
平成27年度 (見込み)	9,770	540	21,998	5,254	7,046	3,414	14	462	48,498	114.8

・実施要項で業者に示した取扱件数
・3か年平均=44,458

入札手続

業務委託実施

注1) 上記は、法務統計の数値であり、受託者における受付件数とは異なる
注2) 平成27年度における前年度対比は、前年度同時期対比